

第 107 号

2022 1月号

A Happy New Year

社会福祉法人
雲仙市社会福祉協議会

にじ

Rainbow

今年は寅年。

何回目であったとしても
年女は特別なんです。

今年には特別な一年。

いろいろなことにトライします。
みんなと一緒に。

TRUST
(信頼)

今年にはトラストの年。

皆さんにとって、
素敵な一年となることを
信じています。





自分のことだけでなく、ご家族や知人のこと。
判断能力に不安がある方のための制度です。
社会福祉協議会へご相談ください。
「日常生活自立支援事業」は
皆さんが安心して利用できる制度です。

雲仙市社会福祉協議会では、長
崎県社会福祉協議会から委託を受
け、「日常生活自立支援事業」を
行っています。この事業の実施主
体は長崎県社会福祉協議会で、窓
口業務等を雲仙市社会福祉協議会
が行っています。

雲仙市社会福祉協議会では、「日
常生活自立支援事業」を行って
いますが、この事業を利用できる方
事業内容、利用方法についてまだ
雲仙市民の皆さんに周知ができて
いないような気がしますね。もっ
と皆さんに知ってもらうために、
今回の広報誌でこの事業について
説明をさせていただきます。

この事業は、主に担当職員2名、
専門員2名、生活支援員4名の8
名で業務を行っているんですよ。

どんな人が
利用できる？



認知症高齢者、知的障害者、精
神障害者など、理解や判断、意思
表示が難しいなど、判断能力が不
十分な方が利用できます。でも、
療育手帳や精神障害者保健福祉手
帳を持っていない方や認知症の診
断を受けていない方でも利用でき
る場合もあるんですよ。

どんな
サービス
を利用できる？



この日常生活自立支援事業は、
「福祉サービスの利用援助」を基
本サービスとして、普段のくらし

の中で金銭を管理したり、書類等
を預かったりしているんですよ。



事業企画課
係長 宮本祐貴

■主なサービスの内容■

福祉サービスを安心して利用
できるようお手伝いします。

福祉サービスの情報提供
福祉サービスの利用における
申込み、契約の代行・代理
施設や病院のサービスや利用
に関する相談

普段の生活におけるお金の出
し入れをお手伝いします。

医療費、税金、社会保険料、
公共料金等の支払い

日用品購入等の支払い

預金の出し入れ等

事務手続きについてお手伝い
します。

商品購入に関する簡易な苦情
処理制度（クーリング・オフ
制度等）の利用手続き

大切な通帳や証書等をお預り
します。

保管を希望される通帳やハン
コ、証書等を預かります

※宝石、書画、骨董品、貴金
属類などはお預かりできま
せん。

どうしたら
利用できる？



自分ひとりでもしくは家族だ
けで悩まれている方が多くおられ
るのではないかと思います。まず
は雲仙市社会福祉協議会にご相談
ください。家族など身近な方、市
役所の窓口、地域包括支援セン
ター、民生委員、在宅福祉サービ
ス事業者などを通じての問い合
せにも対応しているんですよ。

専門的な知識を持った担当者
（専門員等）が自宅や施設、病院
等を訪問して状況を確認します。
相談にあたっては、秘密は守られ
ますので安心してくださいね。
困っていることや本人の希望を聞
き、お手伝いの内容や頻度につい
て本人と一緒に考え、契約内容・
支援計画を提案します。日常生活
自立支援事業では、本人と社会福
祉協議会の間で契約を交わす必要
があります。一緒に考えた契約内
容・支援計画に間違いがなければ、

契約を交わします。その後、支援計画に沿って担当者（生活支援員等）がお手伝を行うのです。

相談の受付

相談・打ち合せ

契約書・支援計画の作成

契約

お手伝いの開始

相談は無料ですよ。



専門員
福島麻美

専門員
矢崎奏子



事業企画課
主査 本田なぎさ

費用はかかるの？



相談や支援計画の作成に係る費用は無料ですが、契約をした後に、福祉サービス利用手続き、金銭管理などのサービスを利用する際は料金がかかります。料金は、1回の支援に当たり一律で1,500円（交通費込み）です。しかしながら、生活保護を受けておられる世帯については、利用料を国と県が助成しますので無料となっています。

安心してご利用頂くために。



本人と社会福祉協議会の契約内容を審査するための契約締結審査会、サービス提供の適正さを監督するための運営適正化委員会（運営監視合議体）が長崎県社会福祉協議会に設置されていますので、安心してご利用ください。

成年後見制度の利用を支援します。



日常生活自立支援事業は、本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できて、社会福祉協議会と対等な立場で契約することが前提です。障がいなどで、本人に社会福祉協議会と契約できるだけの判断能力がなくなった場合は、この事業以外で本人にふさわしい援助にないだり、「成年後見制度（※）」への移行を本人やご家族と一緒に考えます。

※成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない方を保護するための制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つがあります。また、本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。詳しくは本会広報誌「にじ（第99号）」をご覧ください。（本会ホームページ閲覧可）

事例

Aさんの契約・買物のお手伝いについて

精神障がいのあるAさん（35歳）は、現在アパートで一人暮らし。昼間は病院のデイケアに通っています。以前から契約の判断に迷っていたりしていました。日常生活自立支援事業でのお手伝いの内容は、月に1回の自宅訪問。生活に必要なお金を相談し、一緒に農協に行ってお金をおろします。ちよつと大きな買物をするときや定期預金の解約など心配なときは相談があります。

社会福祉協議会の生活支援員は、傾聴ボランティア講座に参加したり、ボランティアグループで活動したりする行動的な方です。Aさんは、そんな生活支援員とお話することでも楽しみであり、自分の生活の中で安心できる心強い存在ですとされています。

生活支援員



鬼塚美子

矢崎昭子

町田由美子

林田富子

-お尋ね先-
雲仙市社会福祉協議会
事業企画課
0957-37-2855

令和3年8月11日からの大雨災害に伴う避難等に関する調査

本調査は、去る令和3年8月11日からの大雨により、雲仙地区で土砂災害が発生し、3名の尊い命が奪われました。今後、このような事が二度と起こらないよう。あらためて危険地区の再点検・整備が急務であるとともに、市民の避難行動の在り方についても検証することが重要であると考えます。

この度、雲仙地区のみなさまの協力を得て、市民の皆さんに災害発生時の避難等に関する調査を実施しました。

この調査結果をもとに、防災における自治会組織の在り方や様々な地域資源との協働により災害支援ネットワークの構築に向け「災害時に誰も見逃さない」市民運動としての第一歩としていきたいと思ひます。

協力 / 雲仙地区自治会、雲仙温泉観光協会、小浜町民生委員児童委員協議会、鎮西学院大学

住民世帯対象

〔調査対象〕

小浜町雲仙地域5自治会各世帯

〔調査方法〕

訪問による聞き取り調査
オンラインによる回答

〔調査期間〕

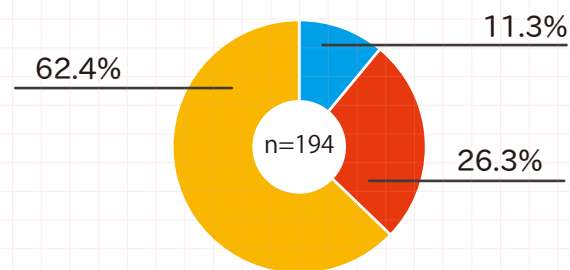
令和3年11月1日～11月30日

〔回収件数〕

200件（内聞き取り186件、オンライン回答14件）

〔自治会加入世帯の内回答率〕
46.2%

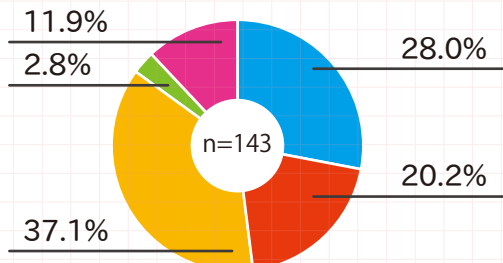
今回の災害の中で、避難はしましたか？



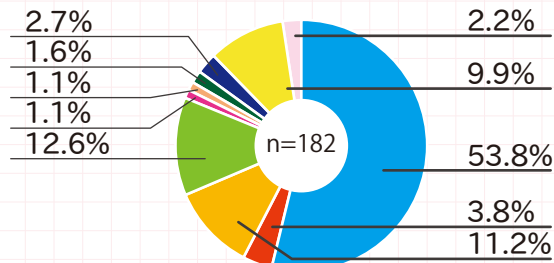
- 大雨が降り、災害が発生する前に避難した (11.3%)
- 災害が発生した後に避難した (26.3%)
- 避難しなかった (62.4%)

避難された方で、避難した理由は？

避難されなかった理由？

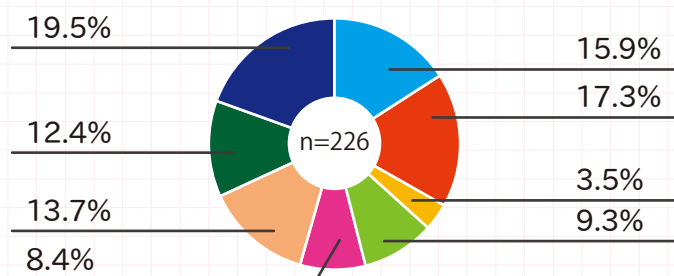


- 避難指示 (28.0%)
- 周辺の環境変化で判断したから (20.2%)
- 人からの声かけがあったから (37.1%)
- 行政からの連絡があったから (2.8%)
- 近所の方が避難したから (11.9%)



- 自宅にいたのが安全と判断したから (53.8%)
- 近所の人等から声かけがなかったから (3.8%)
- 被害にあうとは思わなかったから (11.2%)
- 今まで被害にあったことがないから (12.6%)
- 避難指示の発令を知らなかったから (1.1%)
- 避難場所がわからなかったから (1.1%)
- 夜中だったから (1.6%)
- 介助等要援護者が一緒だったから (2.7%)
- 避難場所が遠いから (9.9%)
- ペットがいたから (2.2%)

どのような状況であれば避難しますか？



- 避難所が近くにあれば避難する (15.9%)
- 近所の方が避難を始めたら自分も避難する (17.3%)
- 警戒レベル3が出たら避難する (3.5%)
- 警戒レベル4が出たら避難する (9.3%)
- 家族からの呼びかけがあれば避難する (8.4%)
- ご近所からの呼びかけがあれば避難する (13.7%)
- テレビでの呼びかけがあれば避難する (12.4%)
- 消防や警察からの呼びかけがあれば避難する (19.5%)

- 今回の災害で、このようなことが我が身にも起こり得ると改めて思った。
- 迷ったら、まず避難するということを学んだ。
- まさか山が崩れるとは…、雲仙の山は固く崩れることはないと言っていた。
- 今後のために保険等を見直した。
- 予兆があれば、前もって避難するようにする。
- いつ起きるか分からないが、少しの災害では自由がきくから自宅が良い。
- 避難所生活は、窮屈だし、知っている人ばかりではないから。
- 生きるか死ぬかを体験した。
- 風水害ですけど、地震が心配である。
- 山だらけなのでハザードマップの説明会をしてほしい。
- 30 数年住んでいるが、こんなことは初めてで、びっくりした。
- 隣近所に住まれている単身世帯や、障がいのある方が心配がある。
- 災害があってから対策をするのではなく、事前に対策をするべきだと感じました。
- 今回の災害も私たちにとって一つの経験である。繰り返さないような取り組みが必要だ。
- 住民はこれまで避難経験がなく、緊急事態がでて避難しようとしにくいし、呼びかけても避難しないと感じた。
- 避難所において、人と一緒に過ごすのが苦痛だった。特に高齢者にとっての避難所は、ベッドでないと立ち上がりができない、トイレが洋式ではないとできない、お風呂に手すりがないなど設備が十分ではない。
- 様々な情報に対して、避難についてどのくらいで判断して良いかわからない。
- メモリアルホールでの避難所生活では、十分な睡眠がとれなかった。
- 自己判断ではなく、自治会長や行政の指示に従う必要がある。
- 避難所以外の場所に避難している場合、いつ帰れるかなど情報提供がなかったのがわからなかった。
- 避難対象者を限定した方が避難しやすい。(雲仙市全域に呼びかけても、本当にどこの地域の方が避難したらいいのか分からない。もし、全員避難してきたら避難所に全員入るのか。)
- 避難に対し、何の不自由もなく、私たちの避難生活は充分過ぎたと思って満足しています。
- 避難指示が出たあとどのように行動すればいいのか分からない。
- 避難所にあるもの無いもの、準備する時としない時の差が分からない(支援物資)。
- 体育館で 4 日間、ホテルで 4 日間の避難でしたが、これが全部体育館だったと考えると不安。
- 普段から周囲の土地の様子などを注意して見ておかないといけないと思った。(抜粋)

- 防災無線等による放送とかあっても自分の所という実感がないうえ、地区ごとに細かな避難指示があれば良いと思った。
- 近所に協力してくれる人がいる、そんな“つながり”のある地域づくりを！
- 自然災害は防ぎようがないところもあるが、地域住民同士が連絡を取り合って早めに避難することが大切。
- 自宅からでは避難場所(メモリアルホール)に行くにも、原生沼周辺が水没したりなど避難場所に行かないほうが良い場合もあるので適切な判断が必要であるとそれぞれが認識し、早めの行動をとる。
- 自分だけは大丈夫と過信せず、危険地域に住む方は常に災害情報等に対してアンテナをはって気を付けることが大切。
- 消防団に所属していたことから、近所への呼びかけをしなければと思うが、呼びかけには勇気がいる。タイミングが難しい。
- 避難しても何も起こらず、安全で被害がなかったと言えるようにしなければと思う。
- 絶対に安全とは思わず、まずは避難をする行動が大切だと思います。
- 防災グッズを準備する！

(抜粋)

災害のあった雲仙地区の全ての地域住民を対象として調査を実施致しました。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

今回の災害で被害を受けながら、避難所開設までの間に臨時の避難所として解放して下さった施設、避難を受け入れて下さった旅館、災害ボランティアに入浴券を配付して下さった宿泊施設、避難する際に近所に声をかけて下さった方々等、助け合いの意識を持っておられる住民や施設等もたくさんあったことを把握しました。地域のみなさんも避難する時や被災したときでも、自分たちの地域で円滑に助け合いができるように備えておくことが大切だと感じて居られるようです。

本会といたしましては、日頃より地域の繋がりの希薄さや災害が起こる平常時から地域のお互いの顔が見える関係づくりや避難時の「災害時誰も見逃さない」体制の構築を図り、他人事ではなく我が事として、二度と災害による悲劇を起こさないためにも、行政と連携し、「災害支援ネットワークの構築」の実現を目指したいと思えます。

SOS
サイン



今回の内容「視覚障害者のSOSサイン」を動画で見ることができます。下のQRコードからどうぞ！



「声かけ」から始まる、福祉のまちづくりとSOSサイン

みなさんは、視覚に障がいのある方が、白杖を頭上50cm程度に掲げている姿を見かけたことがありませんか？これは休憩されているわけではなく、決して宇宙と交信をされているわけでもありません。そうです。SOSサインです。

このSOSサインは、社会福祉法人福岡県盲人協会により提唱され、平成25年8月に岐阜市で開催された「第68回全国盲人代表者会議」において、この運動を全国的に推進することが確認されました。

SOSサインを見かけたら、正面からSOSサインをされている方から「どうなさいましたか？」「何かお手伝いできることはありませんか？」などと声をかけて下さい。お困りごとの内容により、ご自分の肩やひじなどに手をかけてもらい、ゆっくり誘導するなどの支援をしてください。手引きやガイドをするとも言います。

SOSサインをされている方から声をかけること、会話をすることから支援が始まり、福祉のまちづくりにつながります。このSOSサインが全国に広がることを雲仙市社会福祉協議会は推奨しています。

広報誌の中で 福祉教育

コロナ禍だからこそ
できることがあると
私たちは考えます！

今回は、
視覚障害者の
「SOSサイン」

コロナ禍ということもあり、皆さんと一緒に「福祉教育」を行う機会がなくなっています。そこで、誌面ではありますが、市民の皆さんと一緒に「福祉」について考えていきたいと思っています。

また、QRコードから動画でご覧頂くこともできます。

令

和4年度嘱託職員
(主任介護支援専門員) 募集

本会では、令和4年度嘱託職員（主任介護支援専門員）を募集します。

【申込方法】

本会本部又は本会各支所に備え付けの「嘱託職員採用試験申込用紙」に必要事項を記入し、市販の履歴書（6ヶ月以内に撮影した写真添付）を添えて、本会本部又は本会各支所へ提出してください。

【募集人員】

1名

【申込期間】

令和4年1月4日（火）より随時受付します。

【選考日程】

詳細については、後日書面にて連絡。

【選考会場】

雲仙市千々石老人福祉センター 橘荘

【選考方法】

書類選考・面接試験

【雇用期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日（雇用期間を延長する場合があります）

※詳細は本会ホームページに記載してありますので、ご確認ください。

※嘱託職員（主任介護支援専門員）募集の他、パート職員の募集も行っています。本会ホームページをご確認ください。

※嘱託職員及びパート職員募集の詳細及び採用試験申込用紙は、本会ホームページからダウンロードすることができます。

【問合せ先】
社会福祉法人
雲仙市社会福祉協議会
本部 法人管理課
0957(37)2855



<http://unzenshakyō.net/>

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、 生活資金にお悩みの皆さまへ

(1) 緊急小口資金（新型コロナ）

【貸付対象】

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

(2) 総合支援資金（新型コロナ）

【貸付対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となり、生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費が必要な世帯。

【注意事項】

この資金は、あくまでも貸付であり、償還（返済）の必要がありますので、計画的な申請をお願いします。なお、償還期間を過ぎて償還残額がある場合、延滞利子（年3%）が加算されます。詳しい内容に関するお問合せは、雲仙市社会福祉協議会事業企画課（37-2855）まで！

申込みは
令和4年
3月末まで
延長

雲仙市社会福祉協議会への 皆さんからのご寄附、 ありがとうございました。

令和3年10月1日～令和3年11月30日

一般寄附

小浜支所

▼小浜町郵便会

様

香典返し寄附

国見支所

▼馬場京子様

山ノ上

▼小畑正人様

馬場第一

▼小畑ヨシノ様

篠原

▼荒木健吾様

西里

▼横尾健一様

八斗木

▼山本豊昭様

片田

▼坂本照子様

船津中央

▼木村幸二様

南下原

▼柴田恭男様

船津

▼塩塚正三様

桑田

▼川井博利様

岡

▼石山トシエ様

石山

▼瑞穂支所

▼柴田恭男様

南下原

▼木村タマヨ様

船津中央

▼村幸二様

南下原

▼坂本照子様

片田

▼山本豊昭様

八斗木

▼横尾健一様

西里

▼荒木健吾様

篠原

▼小畑正人様

馬場第一

▼小畑ヨシノ様

篠原

▼荒木健吾様

西里

▼前田武豪様

伊古

▼内田一雅様

岡

▼谷口聡彦様

大川

▼塩塚和子様

河内

▼米田美恵子様

守山馬場

▼馬場高勝様

永中

▼江口美保子様

大熊二

▼内田弘幸様

田内川

▼藤澤キヨ子様

三室四

▼村山則政様

田内川

▼木下信吉様

三室四

▼吾妻支所

岩戸

▼森崎カシコ様

東

▼吉川百孝様

岩戸

▼前田ワカエ様

伊古

▼内田一雅様

岡

▼谷口聡彦様

大川

▼塩塚和子様

河内

▼米田美恵子様

守山馬場

▼馬場高勝様

永中

▼江口美保子様

大熊二

▼内田弘幸様

田内川

▼藤澤キヨ子様

三室四

▼村山則政様

田内川

▼木下信吉様

三室四

▼吾妻支所

岩戸

▼森崎カシコ様

東

▼吉川百孝様

岩戸

▼前田ワカエ様

伊古

▼内田一雅様

岡

▼谷口聡彦様

大川

▼塩塚和子様

河内

▼米田美恵子様

守山馬場

▼馬場高勝様

永中

▼江口美保子様

大熊二

▼内田弘幸様

田内川

▼藤澤キヨ子様

三室四

▼村山則政様

田内川

▼木下信吉様

三室四

▼吾妻支所

岩戸

▼森崎カシコ様

東

▼吉川百孝様

岩戸

▼前田ワカエ様

伊古

▼内田一雅様

岡

▼谷口聡彦様

大川

▼塩塚和子様

河内

▼米田美恵子様

守山馬場

▼馬場高勝様

永中

▼江口美保子様

大熊二

▼内田弘幸様

田内川

▼藤澤キヨ子様

三室四

▼村山則政様

田内川

▼木下信吉様

三室四

▼吾妻支所

岩戸

▼森崎カシコ様

東

▼吉川百孝様

岩戸

▼前田ワカエ様

伊古

▼内田一雅様

岡

▼谷口聡彦様

大川

▼塩塚和子様

河内

▼米田美恵子様

守山馬場

▼馬場高勝様

永中

▼江口美保子様

大熊二

▼内田弘幸様

田内川

▼藤澤キヨ子様

三室四

▼村山則政様

田内川

▼木下信吉様

三室四

▼吾妻支所

岩戸

▼森崎カシコ様

東

▼吉川百孝様

岩戸

▼前田ワカエ様

伊古

▼内田一雅様

岡

▼谷口聡彦様

大川

▼塩塚和子様

河内

▼米田美恵子様

守山馬場

▼馬場高勝様

永中

▼江口美保子様

大熊二

▼内田弘幸様

田内川

▼藤澤キヨ子様

三室四

▼村山則政様

田内川

▼木下信吉様

三室四

▼吾妻支所

岩戸

▼森崎カシコ様

東

▼吉川百孝様

岩戸

▼前田ワカエ様

伊古

▼内田一雅様

岡

▼谷口聡彦様

大川

▼塩塚和子様

河内

▼米田美恵子様

守山馬場

▼馬場高勝様

永中

▼江口美保子様

大熊二

▼内田弘幸様

田内川

▼藤澤キヨ子様

三室四

▼村山則政様

田内川

▼木下信吉様

三室四

▼吾妻支所

岩戸

▼森崎カシコ様

東

▼吉川百孝様

岩戸

▼前田ワカエ様

伊古

▼内田一雅様

岡

▼谷口聡彦様

大川

▼塩塚和子様

河内

▼米田美恵子様

守山馬場

▼馬場高勝様

永中

▼江口美保子様

大熊二

▼内田弘幸様

田内川

▼藤澤キヨ子様

三室四

▼村山則政様

田内川

▼木下信吉様

三室四

▼吾妻支所

岩戸

▼森崎カシコ様

東

▼吉川百孝様

岩戸

▼前田ワカエ様

伊古

▼内田一雅様

岡

▼谷口聡彦様

大川

▼塩塚和子様

河内

▼米田美恵子様

守山馬場

▼馬場高勝様

永中

▼江口美保子様

大熊二

▼内田弘幸様

田内川

▼藤澤キヨ子様

三室四

▼村山則政様

田内川

▼木下信吉様

三室四

▼吾妻支所

岩戸

▼森崎カシコ様

東

▼吉川百孝様

岩戸

▼前田ワカエ様

伊古

▼内田一雅様

岡

▼谷口聡彦様

大川

▼塩塚和子様

河内</



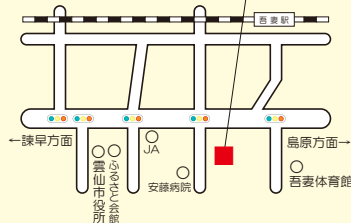
皆さんのお悩みごとを
弁護士が先生がお聞きします
弁護士相談

相続・離婚・金銭トラブル等生活上の法律問題について、
弁護士が無料で相談に応じます。秘密は固く守られます。
ご予約が必要です。事前に本会事業企画課 (37-2855)
までご連絡ください。

開催日	開催場所	担当弁護士
1月12日(水)	吾妻就業改善センター	曾場尾雅宏 先生
2月10日(木)	愛野保健福祉センター	宮木 光 先生
3月10日(木)	南串山保健福祉センター	宮木 光 先生

13:30 ~ 17:00
(1 枠 30 分)

吾妻就業改善センター



愛野保健福祉センター



南串山保健福祉センター



日程

令和4年2月2日(水)

9:00 ~ 正午

8:40 ~ 受付

8:50 ~ オリエンテーション

9:00 ~ 基礎編・・・座学

なぜ支援が必要なのか、また手引きの基本的な内容や方法

9:40 ~ 応用編・・・実技

実際にアイマスクをつけて視覚障がいの体験と手引きを体験

正午

解散

会場

雲仙市吾妻町ふるさと会館

859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 537 番地 1

講師

NPO 法人「もくもく」山口千絵子 先生

- ・盲ろう者向け通訳
- ・介助者養成研修終了

参加費無料

定員 30 名程

手引き講習会
(福祉教育サポーター養成講座)

参加者募集

目の不自由な方に対しての日常生活における
基本的な支援の方法を学んでみませんか。

申込み

雲仙市社会福祉協議会
事業企画課
0957-37-2855

QRコードを読み取り WEB からでも申込み可!



〔編集発行〕



社会福祉法人

雲仙市社会福祉協議会

〒854-0405

長崎県雲仙市千々石町戊 762 番地

TEL 0957-37-2855 FAX 0957-37-2564

<http://unzenshakyo.net/>



国見支所	TEL 0957-78-0596
瑞穂支所	TEL 0957-77-3670
吾妻支所	TEL 0957-38-3511
愛野支所	TEL 0957-36-0071
千々石支所	TEL 0957-37-2755
小浜支所	TEL 0957-75-0620
南串山支所	TEL 0957-88-2143

雲仙市社会福祉協議会



この広報誌は、皆様からの会費・共同募金の助成金により作成しています。